

(普通借地)(合築用)

公務員宿舎小鹿住宅整備事業に関する国有財産有償貸付契約書(案)

貸付人国(以下「甲」という。)と借受人〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産について賃貸借を内容とする借地契約を締結する。

(貸付物件)

第 1 条 貸付物件は、次のとおり。

2 貸付物件は次のとおり。

所在地	区分	数量	備考
静岡県静岡市駿河区小鹿三丁目 228 番 17 のうち	土地	〇〇㎡ (〇〇㎡のうち 持分▲/▲)	詳細は別紙のとおり。

(指定用途)

第 2 条 乙は、令和〇年〇月〇日甲との間で締結した公務員宿舎小鹿住宅整備事業契約(以下「P F I 事業契約」という。)に基づき、貸付物件を貸付申請書に記載した使用目的並びに添付した利用計画及び事業計画のとおり用途に自ら供さなければならない。

2 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に使用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業
又は同条第 1 1 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

(貸付期間)

第 3 条 貸付物件の貸付期間は、令和〇年〇月〇日から令和 17 年 3 月 31 日とする。

(区分所有権の成立及び借地権の準共有)

第 4 条 乙は、貸付物件上に P F I 事業契約に基づき公務員宿舎小鹿住宅(以下「本宿舎」という。)を建築し、本宿舎を甲と区分所有するものとする。

2 前項の場合、甲及び乙は、本宿舎にかかる甲、乙各自の専有部分の割合に応じて、貸付物件の借地権(以下「本借地権」という。)を準共有するものとする。

(貸付料)

第 5 条 貸付料は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年 次	期 間	貸付料年額	備考
第 1 年次	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	円	
第 2 年次	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	円	
第 3 年次	自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	円	

- 2 前項に規定する期間が満了した後の期間にかかる貸付料については、甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、貸付料は3年毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る貸付料を甲から通知する。
- 3 甲は、本条第1項に規定する貸付料について、本宿舍の完成時にしゅん工図書に基づいて見直すものとし、当該金額が修正される場合には、修正された金額を本宿舍が完成したときから適用する。

(貸付料の納付)

第6条 前条第1項に定める貸付料は、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年 次	回数	納付金額	納付期限	備 考
第 1 年次	第 1 回	円	令和 年 月 日	
	第 2 回	円	令和 年 月 日	
	第 3 回	円	令和 年 月 日	
	第 4 回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第 2 年次	第 1 回	円	令和 年 月 日	
	第 2 回	円	令和 年 月 日	
	第 3 回	円	令和 年 月 日	
	第 4 回	円	令和 年 月 日	
	計	円		
第 3 年次	第 1 回	円	令和 年 月 日	
	第 2 回	円	令和 年 月 日	
	第 3 回	円	令和 年 月 日	
	第 4 回	円	令和 年 月 日	
	計	円		

(貸付料の改定)

第7条 甲は、貸付物件の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、借地借家法(令和3年法律第90号)第11条第1項本文の規定に該当することとなったときは、第5条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(契約保証金)

第8条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金(契約金額の100分の10)円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

- 4 甲は、乙が第 21 条に定める義務その他本契約に定める義務の履行をしたときは、乙の請求により遅滞なく第 1 項に定める契約保証金を乙に還付する。
- 5 甲は、第 1 項に定める契約保証金の全部又は一部について、賃料支払い、本件土地の原状回復、損害賠償その他本契約から生じる一切の債務に充当することができるものとし、充当した金額に相当する部分は国庫に帰属するものとする。また、甲が本項に基づき契約保証金を充当した場合には、乙は、直ちに充当した金額に相当する金額を甲に納付するものとする。
- 6 乙は、第 5 条第 1 項に規定する期間を経過した後に係る契約保証金は、第 5 条第 2 項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

(延滞金)

第 9 条 乙は、第 6 条に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について第 2 項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率とする。

(充当の順序)

第 10 条 乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(物件の引渡し)

第 11 条 甲は、第 3 条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引渡したものとする。

(貸付物件の一部滅失)

第 12 条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、滅失又はき損した部分にかかる貸付料として甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第 13 条 乙は、貸付物件について第 2 条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更若しくは貸付物件及び当該物件上に所在する自己所有の建物その他の工作物等について、増改築等により現状を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、事前に増改築等しようとする理由及び当該増改築等の計画を書面によって申請し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(貸付物件上の建物の管理)

第 14 条 貸付物件上に乙が建築し、第 4 条に基づく区分所有権の甲への譲渡後は甲乙の区分所有の対象となる本宿舍の維持管理は、建物の区分所有に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）及び甲と乙が協議の上作成する管理規約に従い、実施するものとする。

(権利譲渡等)

第 15 条 乙は、乙が建設した建物その他の工作物について貸付け若しくは使用収益を目的とする権利を設定し又は転貸若しくは賃借権を譲渡し並びに抵当権若しくは質権の設定をしようとする場合には、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件保全義務等)

第 16 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、前項の注意義務を果たさなかったため貸付物件が損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができる。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第 2 条第 2 項に定める使用してはならない用途等に関して、甲が必要と認めるとき
- (2) 第 6 条に定める貸付料の納付がないとき
- (3) 第 13 条及び 15 条に定める甲の承認を受けなかったとき
- (4) 第 16 条に定める義務に違反したとき
- (5) その他甲が必要と認めるとき

(違約金)

第 18 条 乙は、第 5 条第 1 項に定める期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

- (1) 第 13 条第 1 項の増改築に係る事前承認を受ける義務又は前条に定める義務に違反した場合には、金〇〇〇〇〇〇〇〇 (貸付料年額) 円
- (2) 第 2 条又は第 15 条第 1 項に定める義務に違反した場合には、金〇〇〇〇〇〇〇〇 (貸付料年額の 3 倍) 円

2 乙は、第 5 条第 1 項に規定する期間を経過した後において本契約に違反した場合の違約金は、第 5 条第 2 項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲が通知する。

3 前 2 項に定める違約金は、第 23 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は次の各号の一に該当していると認められるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲は、貸付物件を国又は公共団体において公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第24条第1項の規定に基づき、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。
- 4 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(PFI事業契約との関係)

- 第20条 PFI事業契約が解除その他の理由で期間満了前に終了した場合、本契約はPFI事業契約の終了と同時に終了するものとする。
- 2 貸付物件に契約不適合が発見された場合の甲の契約不適合責任については、PFI事業契約に定めるところに従う。

(原状回復等)

- 第21条 第3条に定める貸付期間が満了し、本契約の更新がされなかったとき又は第19条並びに前条の規定により契約が終了したときは、乙は、甲乙協議の上定める原状回復等の措置を講じた上で、貸付物件を甲の指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 甲の指定する期日までに、乙が貸付物件を返還しないときは、乙は甲の指定する期日の翌日から返還完了に至るまでの貸付料相当額合計の倍額の損害金及び貸付物件内における必要費(水道光熱費等)相当額を甲又は甲の指定する者に支払い、かつ返還遅延により甲の被った損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、乙が第1項に定める原状回復義務を履行しないときは、乙に代わって甲自ら執行し、若しくは他人に執行させることができる。なお、執行にかかる費用はすべて乙が負担する。

(貸付料の精算)

- 第22条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間にかかる貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

(損害賠償等)

- 第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第 24 条 乙は、第 3 条に規定する貸付期間が満了し、本契約が更新されない場合又は第 19 条並びに第 20 条 1 項の規定により契約が終了した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、その支出に関し甲の承認を受け、かつその承認の際に甲が償還する旨定めた場合、及び P F I 事業契約の規定に基づく場合を除き、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第 25 条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 26 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 27 条 本契約に関する訴えの管轄は、財務省東海財務局所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

貸 付 人 国
契約担当官
財務省東海財務局長

借 受 人
住所
氏名

別紙

貸付財産及び付属施設等の内訳

区分	種目	構造	数量	備 考

記載要領

- 1 本表には貸付財産及び付属する工作物並びに立木竹の詳細を記載し、原状回復の際の紛争を防止できるようにしておくこと。
- 2 土地については、地番を備考欄に記載すること。